

秩父市高校生等鉄道通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道の利用促進、高校生等の通学手段の一助に資するため、鉄道通学定期券（以下「通学定期券」という。）の購入費の一部を助成し、その補助金の交付に関しては、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「高校生等」とは、秩父市に住所を有する者であつて、高等学校に通学する者のほか、中学校卒専門学校生及び5年制の高等学校専門学生であつて学年が3学年までの者をいう。

2 この要綱において、「通学定期券」とは、秩父鉄道株式会社及び西武鉄道株式会社が運行する路線で有効な通学定期券をいう。

3 この要綱において、「通学定期券購入費」とは、通学定期券の購入に係る費用をいう。ただし、秩父鉄道株式会社と西武鉄道株式会社の2社に跨って利用する場合、その費用は合算する。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、通学定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、市内に在住する高校生等又はその保護者で、高校生等の通学定期券購入費が年間で2万円を超える者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、通学定期券購入費が年間で2万円を超えた額に対し、6千円を限度として支給する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、秩父市高校生等鉄道通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に学生証の写し及び定期券の写しを添えて、当該年度末日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第6条 市長は、申請書兼請求書を受理した時は速やかにその内容について審査をし、適当と認めた場合には申請者に秩父市高校生等通学定期券購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、申請者が指定する銀行口座への振込により交付をする。

(補助金の取り消し等)

第7条 市長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した補助金の交付を取り消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部返還を命ずることができる。

(1) この要綱に定める事項に違反したとき。

(2) 通学方法の変更その他の交付要件の変更により、市長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。

(3) その他不正があったとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。